

Global Liberal Arts Course 留学奨学金制度

Global Liberal Arts Course では半年間の海外留学を必修とし、留学決定者全員に対して「Global Liberal Arts Course 留学奨学金」を給付します。留学奨学金は以下の規程に基づき給付されるもので、留学奨学金の受給を希望する場合は、1年次後期に申請手続きを行う必要があります。

項目	留学制度の内容	
目的	グローバル人材の育成を図るため、英語英文学科 Global Liberal Arts Course に所属する学生の半年間の海外留学に対して、留学に係る経済的負担を軽減し留学中の学業を援助することを目的とする。	
申請資格	留学奨学金を申請する者は、本学英語英文学科 Global Liberal Arts Course に在籍し、次の各号の要件をすべて満たす者とする。	
	共通	(1)心身ともに健康であること。 (2)本学の授業科目の出席状況と学習態度、成績が良好であること。 (3)1年次の英語英文学科必修科目単位をすべて修得済であること。 (4)留学を全うする意志が強く、留学期間終了後は直ちに本学へ復帰して学業を継続する者。 (5)本学の学費納付について、原則として、未納・滞納がないこと。
	米国姉妹大学	(6)申請時まで TOEFLiBT を受験し、留学に必要な一定の英語力(61点以上)の基準を満たしていること。
	ESL1種	(6)申請時まで TOEIC、TOEFLiBT、TOEFL ITP のいずれかを受験し、留学に必要な一定の英語力の基準（原則として、TOEIC:500、TOEFLiBT:52、TOEFLiTP:470 もしくは同等程度以上）を満たしていること。 (7)1年次の GPA が 2.8 以上であること。
ESL2種	(6)申請時まで TOEIC、TOEFLiBT、TOEFL ITP のいずれかを受験し、留学に必要な一定の英語力の基準（原則として、TOEIC:450、TOEFLiBT:45、TOEFLiTP:450 もしくは同等程度以上）を満たしていること。 (7)1年次の GPA が 2.5 以上であること。	
給付金額	米国姉妹大学	200万円
	ESL1種	100万円
	ESL2種	50万円
給付人数	当該留学奨学金の給付人数は、30名以内とする。	
申請手続	1年次後期の指定の期日までに所定の申請書類を提出しなければならない。 留学奨学金の選考、取消及び返還は、学部教授会の議を経て決定する。	

奨学金使途	この留学奨学金は、留学先大学に支払う入学申請料、授業料、宿泊費（寮費又はホームステイ費）に充てるものとする。
重複受給制限	(1)この留学奨学金を受給する者は、京都ノートルダム女子大学米国姉妹大学留学奨学金制度及び京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生制度の奨学金を重複して受給することはできない。 (2)この留学奨学金を受給する者に対しては、派遣留学生（セメスター認定留学等）授業料等減免制度を重複して適用することはできない。
給付取消	留学奨学金受給の決定から留学終了までの期間に、給付が不相当と認められた場合は、規程に基づき奨学金の給付を取消し返還を求めることがある。